**別紙２**

介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定概要

　令和元年10月1日施行で介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単位が改正されることに伴い、箱根町の当該事業のサービス単位等も改正することとなります。

１　加算の新設

　　次の加算が新設されます。



２　消費税率引き上げに伴う単位の変更



３　区分支給限度の基準額の変更

